

環境保全推進委員制度に係るQ & A

Q 1	環境保全推進委員としてどのような活動をすればよいのか。
<p>環境に関する情報を積極的に収集し、日頃から環境保全を目的として自発的に行動してください。それらの取組を通じて得た経験や知識を活かし、道の環境施策に関する「意向調査」において意見の提示をお願いします。</p> <p>また、道の環境施策についてご意見やご質問がある場合は、様式に記載して、道環境生活部環境局環境推進課に提出してください。いただいたご意見については環境施策の参考とさせていただき、ご質問に回答いたします。</p>	
Q 2	環境保全推進委員の会議や研修会などはないのか。
<p>環境保全推進委員全員を対象とした会議等は実施しておりませんが、地域で開催する環境セミナー等のイベントに関する情報を積極的に提供させていただきます。</p>	
Q 3	環境関連セミナー等に参加した場合や講師を行った場合に、旅費や謝礼の支給はないのか。
<p>旅費及び謝礼などは支給しておりません</p>	
Q 4	随時「意見」や「質問」を郵送するための、郵送料はどうなるのか。
<p>道民の意見を環境施策に反映させるために行う環境問題に関する意向調査（以下「意向調査」という。）については、返信用封筒を添付いたしますが、随時の「意見」や「質問」に対する郵送料については、誠に恐縮ですが、環境保全推進委員ご自身のご負担となります。</p>	
Q 5	環境保全推進委員の身分証明書や腕章などはないのか。
<p>環境保全推進委員は特別な資格や権限等を有するものではないことから、身分証明書や腕章などの交付はしておりません。</p> <p>なお、ご自分の名刺に「環境保全推進委員」である旨を記載されることは差し支えありませんが、道庁のシンボルマーク等を使用することはできません。</p>	
Q 6	環境保全推進委員の名簿はないのか。
<p>個人情報であることから、名簿等は公表しておりません。外部からの問い合わせ等があった場合には、プライバシーの保護に留意し、事前に委員本人の承諾を受けた上で対応いたします。</p>	
Q 7	移転により住所が変更となった場合、届出等が必要か。
<p>住所変更に伴う提出様式は特に定めておりませんが、道環境生活部環境室環境推進課に必ずその旨をお知らせください。</p> <p>なお、北海道内の市町村に居住しなくなった場合は、環境保全推進委員を解任することとなりますので、「辞職届」を提出してください。</p>	
Q 8	都合により環境保全推進委員の職務を遂行することが難しくなった場合、どうすればよいのか。
<p>環境保全推進委員を辞職していただくこととなりますので、その場合は「辞職届」を提出してください。</p>	
Q 9	環境施策に関する意見等を提出するとは具体的に何をするのか。
<p>道では、道民の意見を反映させるため年1回程度「意向調査」を実施し、調査票を送付しておりますので、その際にご意見を提出願います。</p>	
Q 10	随時の意見や質問は、いつ頃・何回提出しなければならないのか。
<p>随時のご意見やご質問は、環境保全推進委員の皆様が日頃の活動等により意見や疑問が生じた場合に提出していただくものであるため、提出時期や回数については定めておりません。</p>	

Q 1 1	環境施策に係る随時の意見や質問とは、どのような内容なのか。
<p>道の環境政策に関連した内容としております。</p> <p>なお、国や市町村行政に関連したご意見等につきましては、道の権限が及ばないことから対象外となっております。</p>	
Q 1 2	提出した意見は、どのように環境施策に反映されるのか。
<p>環境施策に直接反映することが可能なご意見につきましては、関係部署に回付し施策に反映させていただきます。また、直接反映することが困難なご意見につきましては、環境施策の立案や実施の際に参考とさせていただきます。</p> <p>なお、いただいたご意見やご質問への対応状況等については、「意向調査」の結果と併せて公表します。</p>	
Q 1 3	自発的な環境保全活動の促進として、道からはどのような支援が可能か。
<p>環境施策に関する資料や地域で開催される環境セミナー等の開催情報などを送付しますので、環境保全活動の参考としてください。</p>	
Q 1 4	環境保全推進委員と振興局、市町村との連携はどうなっているのか。
<p>総合振興局又は振興局における窓口は、保健環境部環境生活課となっており、地域の環境情報の提供などを行います。なお、環境保全推進委員制度は、道の環境政策等に関するご意見等をいただくことを目的としているため、直接市町村との連携は想定しておりません。</p>	